

報告事項① 令和元年度（2019年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について

(単位：千円)

区 分		令和元年度 決算見込額	平成30年度 決 算 額	比 較	
入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	5,299,790	5,386,332	△ 86,542
		医療給付費分滞納繰越分	346,809	478,476	△ 131,667
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,386,037	1,417,663	△ 31,626
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	91,192	124,020	△ 32,828
		介護納付金分現年課税分	595,565	606,456	△ 10,891
		介護納付金分滞納繰越分	56,437	79,661	△ 23,224
		計	7,775,830	8,092,608	△ 316,778
	2 使用料及び手数料	0	0	0	
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	372	300	72
	4 県支出金	普通交付金	23,979,579	24,071,392	△ 91,813
特別交付金		857,620	765,264	92,356	
健康増進事業補助金		143	172	△ 29	
計		24,837,342	24,836,828	514	
5 財産収入	4,684	5,219	△ 535		
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,929,156	1,958,158	△ 29,002	
	一般会計繰入金	653,294	679,989	△ 26,695	
	基金繰入金	605,298	30,000	575,298	
	計	3,187,748	2,668,147	519,601	
7 繰越金	106,899	600,705	△ 493,806		
8 諸収入	400,576	350,330	50,246		
歳 入 合 計		36,313,451	36,554,137	△ 240,686	
出	1 総務費	総務管理費	401,592	401,296	296
		徴税費	37,573	39,572	△ 1,999
		運営協議会費	261	176	85
		計	439,426	441,044	△ 1,618
	2 保険給付費	療養給付費	20,727,062	20,827,718	△ 100,656
		療養費	201,906	213,729	△ 11,823
		審査支払手数料	68,069	69,968	△ 1,899
		高額療養費	3,047,290	3,003,329	43,961
		高額介護合算療養費	2,842	3,324	△ 482
		移送費	0	11	△ 11
		出産育児一時金	97,139	98,380	△ 1,241
		葬祭費	24,700	22,300	2,400
	計	24,169,008	24,238,759	△ 69,751	
	3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	7,401,165	7,115,174	285,991
		退職被保険者医療給付費分	3,519	19,031	△ 15,512
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,414,911	2,344,413	70,498
		退職被保険者後期高齢者支援金等分	1,237	6,986	△ 5,749
		介護納付金分	888,788	878,473	10,315
		計	10,709,620	10,364,077	345,543
	4 保健事業費	特定健康診査等事業費	182,621	192,010	△ 9,389
保健衛生普及費		13,765	14,646	△ 881	
疾病予防費		96,050	98,306	△ 2,256	
計		292,436	304,962	△ 12,526	
5 基金積立金	4,684	5,219	△ 535		
6 公債費	0	0	0		
7 諸支出金	89,730	593,177	△ 503,447		
歳 出 合 計		35,704,904	35,947,238	△ 242,334	
歳入歳出差引残高		608,547	606,899	1,648	

決算見込みの説明（歳入）

（単位 千円）

区	分	令和元年度 決算見込額	説	明	
歳 入	1 国民健康保険税	7,775,830	調定額	9,302,563 収入歩合 83.59%	
		医療給付費分（現年）	5,299,790	調定額	5,560,089 収入歩合 95.32%
		医療給付費分（滞繰）	346,809	調定額	1,167,167 収入歩合 29.71%
		後期支援金分（現年）	1,386,037	調定額	1,456,030 収入歩合 95.19%
		後期支援金分（滞繰）	91,192	調定額	294,893 収入歩合 30.92%
		介護納付金分（現年）	595,565	調定額	635,984 収入歩合 93.64%
		介護納付金分（滞繰）	56,437	調定額	188,400 収入歩合 29.96%
	2 使用料及び手数料		0		
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	372	東日本大震災、令和元年度台風19号に係る一部負担金減免等に対する国庫補助	
	4 県支出金		24,837,342		
		普通交付金	23,979,579	保険者給付費負担の交付金	
		特別交付金	857,620	運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分108,729 特別調整交付金分116,355 県繰入金539,806 特定健康診査等92,730	
		健康増進事業補助金	143		
	5 財産収入		4,684	国民健康保険基金利子	
	6 繰入金		3,187,748		
		保険基盤安定繰入金	1,929,156		
		一般会計繰入金	653,294	一定のルールに基づく一般会計からの繰入 福祉波及分103,683 出産育児一時金65,253 職員給与費等418,482 財政安定化支援事業65,876	
		基金繰入金	605,298	国民健康保険基金からの繰入	
	7 繰越金		106,899	前年度からの繰越金	
	8 諸収入		400,576	保険税延滞金、第三者納付金、返納金、 保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金	
歳 入 合 計		36,313,451			

決算見込みの説明（歳出）

（単位 千円）

区 分		令和元年度 決算見込額	説 明
歳 出	1 総務費	439,426	
	総務管理費	401,592	職員人件費（38人） 231,181 嘱託報酬等（12人） 32,571 役務費 31,789 電算事務負担金 67,671 連合会負担金 27,540
	徴税费	37,573	賦課経費 8,923 徴税経費 28,650
	運営協議会費	261	
	2 保険給付費	24,169,008	
	療養給付費	20,727,062	一般分 20,701,128 退職分 25,934
	療養費	201,906	一般分 201,521 退職分 385
	審査支払手数料	68,069	診療報酬明細書審査支払手数料
	高額療養費	3,047,290	一般分 3,041,868 退職分 5,422
	高額介護合算療養費	2,842	一般分 2,836 退職分 6
	移送費	0	
	出産育児一時金	97,139	234件
	葬祭費	24,700	494件
	3 国民健康保険 事業費納付金	10,709,620	
	一般被保険者医療給付費分	7,401,165	一般被保険者の医療給付費に係る納付金
	退職被保険者医療給付費分	3,519	退職被保険者等の医療給付費に係る納付金
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,414,911	一般被保険者の後期高齢者支援金等に係る納付金
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	1,237	退職被保険者等の後期高齢者支援均等に係る納付金
	介護納付金分	888,788	介護納付金に係る納付金
	4 保健事業費	292,436	
特定健康診査等事業費	182,621	特定健康診査委託料 165,119 特定保健指導委託料 1,270	
保健衛生普及費	13,765	保養施設利用補助（2,000円×1,341件） 2,682	
疾病予防費	96,050	人間ドック検診費補助金 日帰り（4,201件） 88,221 1泊2日（158件） 4,740 脳（114件） 3,078	
5 基金積立金	4,684	国民健康保険基金積立金	
6 公債費	0		
7 諸支出金	89,730	保険税還付金、償還金、返還金	
歳 出 合 計	35,704,904		

被保険者数・療養諸費等に関する調べ

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保険者	被保険者数<年間平均>	95,941人 (94.4%)	91,302人 (95.2%)	86,073人 (94.3%)	82,427人 (95.8%)	79,456人 (96.4%)
	世帯数<年間平均>	56,039世帯 (97.3%)	54,378世帯 (97.0%)	52,455世帯 (96.5%)	51,056世帯 (97.3%)	49,869世帯 (97.7%)
療養諸費	金額	26,299,841千円 (104.0%)	25,702,098千円 (97.7%)	24,699,803千円 (96.1%)	24,048,100千円 (97.4%)	23,979,100千円 (99.7%)
	1人当り費用額	274,125円 (110.2%)	281,506円 (102.7%)	286,963円 (101.9%)	291,750円 (101.7%)	301,791円 (103.4%)
国保税	調定額 <医療給付費分：現年分>	6,438,551千円 (92.4%)	6,198,369千円 (96.3%)	5,827,034千円 (94.0%)	5,697,459千円 (97.8%)	5,560,089千円 (97.6%)
	1人当り調定額	67,109円 (97.8%)	67,889円 (101.2%)	67,699円 (99.7%)	69,121円 (102.1%)	69,977円 (101.2%)

※1 療養諸費は療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の合計額

※2 中の下欄( )は対前年比

## 報告事項② 国民健康保険被保険者証等の交付状況について

国民健康保険法施行規則第7条の2第1項の規定に基づき、被保険者資格の再確認を行うため、毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年更新で被保険者証等を交付しています。

### 被保険者証等の交付状況

(単位：人数)

	平成30年度 (H30.9末)	令和元年度 (R元.9末)	参考：令和2年度 (R2.6末現在)
被保険者証	78,561 (95.25%)	76,277 (96.17%)	77,302 (98.20%)
資格証明書 ※1	1,225 (1.48%)	799 (1.01%)	471 (0.60%)
資格証明書世帯の 短期被保険者証 ※2	278 (0.34%)	157 (0.20%)	98 (0.12%)
短期被保険者証 ※3	2,418 (2.93%)	2,077 (2.62%)	852 (1.08%)
計	82,482 (100%)	79,310 (100%)	78,723 (100%)

#### ※1 資格証明書

事業の休廃止や病気など、国保税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、1年以上滞納している世帯に被保険者証の代わりに交付。

医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となり、後日申請により患者負担分を除いた額が払い戻されます。

#### ※2 資格証明書世帯の短期被保険者証

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、資格証明書世帯の高校生世代以下（18歳以下）の方に対し、有効期間6か月の短期被保険者証を交付。

#### ※3 短期被保険者証

国保税を8か月以上1年未満滞納している世帯に対し、納付相談の機会を確保するために、有効期間6か月以下の被保険者証を交付。

### 報告事項③ 特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため、市内指定医療機関における個別健診や各地域の保健センターなどで集団検診を実施しています。また、特定健診の審査結果に基づき、必要と認められる対象者に特定保健指導を実施しています。

●受診者の状況（法定報告数値 ※特定健診には人間ドック受診者数も含む）

区 分	H29 年度			H30 年度		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
特定健康診査	58,475	21,649	37.0	56,508	21,025	37.2
【参考】群馬県全体	343,635	141,801	41.3	330,500	137,012	41.5
特定保健指導	2,341	239	10.2	2,319	387	16.7
【参考】群馬県全体	16,953	2,467	14.6	16,213	2,783	17.2

### 報告事項④ 人間ドックの受診者の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため人間ドック受診者に対して検診料の一部を助成しています。

●受診者の状況（募集期間：5月中旬～12月下旬）

ドック 種別	H29 年度 (人)	H30 年度 (人)	R 元年度 (人)	R2 年度 6 月末申請者 (人)	助成金額（検診総額）
日帰り	4,043	4,265	4,201	1,503	21,000 円 (36,720 円) (10 月～37,400 円)
1 泊	159	158	158	61	30,000 円 (64,800 円) (10 月～66,000 円)
脳	151	147	114	37	27,000 円 (54,000 円) (10 月～55,000 円)
合 計	4,353	4,570	4,473	1,601	

\*受診期間：6月から翌年2月まで

### 報告事項⑤ 保養施設利用助成実績について

心身のリフレッシュを通じて健康増進を図るため、国保被保険者が保養施設に宿泊する場合、1人1泊につき2,000円を補助します。

●利用実績 (単位：人)

保養施設	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年 6 月末現在
ゆうすげ元湯 など5施設	1,915	1,663	1,341	150

## 報告事項⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する取り組みについて

新型コロナウイルス感染症への高崎市国民健康保険事業としての取り組みにつきましては、準備中の事業を含め6月1日付けで委員の皆様へ、ご報告させていただいたところです。

その後、関係条例等の整備も終わり、準備していたすべての事業が実施されましたので、下記のとおりご報告いたします。

### 1 実施事業

- (1) 傷病手当金の支給
- (2) 国民健康保険税の減免
- (3) 国民健康保険税の徴収猶予の特例制度

### 2 受付開始

○令和2年6月26日から開始

- (1) 傷病手当金の支給
- (2) 国民健康保険税の減免

○令和2年4月30日から開始

- (3) 国民健康保険税の徴収猶予の特例制度

### 3 受付状況

実施事業名	申請件数	備考
(1) 傷病手当金	0件	
(2) 国民健康保険税の減免	48件	
(3) 国民健康保険税の徴収猶予	13件	

※令和2年7月17日現在

### 4 周知方法

今回、受付を開始した(1)、(2)については、

- ・広報高崎(7/1号)
- ・市ホームページ(7/1から)
- ・納税通知書にチラシを同封(7/10郵送)

## (1) 傷病手当金の支給

### 1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症に労働者が感染又は感染が疑われる症状が発症した場合に傷病手当金を支給し、収入の一定額を保障することで休みやすい環境を整備し、更なる感染拡大防止に努めるものです。

### 2. 対象者

国民健康保険の被保険者かつ被用者である者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり当該ウイルスの感染が疑われる者

### 3. 支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

### 4. 支給額

1日当たりの支給額<sup>(※)</sup> × 支給対象となる日数

※1日当たりの支給額 =

(直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3

ただし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときは、その金額。

### 5. 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務できない期間

(ただし、入院が継続した場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

## (2) 国民健康保険税の減免

### 1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業要請や外出自粛要請などにより経済も深刻な打撃を受けている中、被保険者等の収入が減少するなどの影響が懸念されることから、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置を別途実施するものです。

### 2. 対象世帯及び減免基準

次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険税を『全額免除』

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件<sup>(※)</sup>全てに該当する世帯 ⇒ 保険税を『一部減額』

※保険税が一部減額される要件

○世帯の主たる生計維持者について、

- (1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

#### 4. 減免額の算定

対象保険税額  $(A \times B / C) \times$  減額又は免除の割合<sup>(※)</sup> = 保険税減免額

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年合計所得金額

※減額又は免除の割合

前年合計所得金額が、300万円以下→全部 400万円以下→8/10 550万円以下→6/10  
750万円以下→4/10 1000万円以下→2/10

#### 5. 対象となる保険税

令和元年度分及び2年度分の保険税で、令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの。

### (3) 国民健康保険税の徴収猶予の特例制度

#### 1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症による休業要請、イベントの自粛要請や入国制限措置など、感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が減少しているという状況を踏まえて、納付が困難となられた方への納税猶予の「特例制度」（最大1年間の猶予・担保提供不要・延滞金全額免除）を創設するもの。

#### 2. 対象者

次の①及び②のいずれも該当する場合とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

#### 3. 対象となる保険税

令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に納期限が設定されているもの。

#### 4. 申請期限

令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要